

## 演習問題 1

次の事例における、各種手当の事実発生日（手当の支給要件を具備した日、手当額を変更すべき事実の生じた日）と支給開始（変更）月をその理由を含めて記入してください。

事例①	職員から「10月1日に子どもが生まれたため扶養に入れたい」旨の申し出を受けた。10月16日に必要書類を添付した扶養親族届が提出され、同日に収受した。
回答	扶養手当 事実発生日： 月 日 支給開始月： 月から
理由	

事例②	実家に居住していた職員から「5月18日にアパートを契約し支払いも行き、5月21日に引越した」旨の申し出を受けた。契約書には家賃54,000円、ただし5月19日～6月18日はフリーレント（家賃無料期間）であり、6月の家賃は32,400円との記載がある。必要書類を添付した住居届が5月23日に提出され、同日に収受した。
回答	住居手当 事実発生日： 月 日 支給開始月： 月から
理由	

事例③	住居手当を受給していた職員が、8月31日（土）に岩沼市内の借家から白石市内の自宅へ転居し、9月2日（月）に出勤した。
回答	通勤手当 事実発生日： 月 日 支給開始月： 月から 住居手当 事実発生日： 月 日 支給開始月： 月から
理由	

事例④	自家用車で通勤している職員が、6月1日～8月15日まで病気休暇を取得し、8月16日から復帰した。（6、7月は月の初日から末日まで通勤しないことから通勤手当は支給停止している。）
回答	通勤手当 支給開始月： 月から
理由	